

登別市保育所等利用者負担額基準額表【令和8年度】

2号・3号認定(保育所利用)

階層	定義	利用者負担額(月額)		
		保育料(0~2歳児クラス)		副食費(3~5歳児クラス)
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間・短時間 共通
		第1子	第1子	
A	生活保護世帯			0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
C1	市町村民税均等割課税世帯	11,100円 (3,000円)	10,900円 (3,000円)	4,900円→0円※ (0円)
C2	0円 ~ 4,999円	14,300円 (3,000円)	14,100円 (3,000円)	
C3	5,000円 ~ 48,599円	17,300円 (3,000円)	17,100円 (3,000円)	
D1	48,600円 ~ 57,699円 57,700円 ~ 60,699円	19,600円 (3,000円)	19,200円 (3,000円)	
D2	60,700円 ~ 72,799円	22,000円 (3,000円)	21,600円 (3,000円)	
D3	72,800円 ~ 77,100円	24,300円 (3,000円)	23,900円 (3,000円)	
D4	77,101円 ~ 84,899円	24,300円	23,900円	
D5	84,900円 ~ 96,999円	26,800円	26,400円	
D6	97,000円 ~ 114,999円	30,000円	29,400円	
D7	115,000円 ~ 132,999円	33,200円	32,600円	
D8	133,000円 ~ 150,999円	36,500円	35,900円	
D9	151,000円 ~ 168,999円	39,800円	39,200円	
D10	169,000円 ~ 212,999円	44,900円	44,000円	
D11	213,000円 ~ 256,999円	49,800円	48,900円	
D12	257,000円 ~ 300,999円	54,700円	53,800円	
D13	301,000円 ~ 332,999円	60,400円	59,200円	
D14	333,000円 ~ 364,999円	66,100円	64,900円	
D15	365,000円 ~ 396,999円	71,800円	70,600円	
D16	397,000円 ~ 429,999円	79,100円	77,500円	
D17	430,000円 ~ 462,999円	86,300円	84,700円	
D18	463,000円以上	93,400円	91,800円	

【保育料・副食費に関する補足】

- ・保育料における子数は、同じ世帯内にいる0歳から22歳に到達し、かつ初めて3月31日を迎えていない者を対象とする。
- ・保育料について、第2子以降は階層に関わらず0円。
- ・負担額の区分は、下記年齢表に該当する生年月日によって決められたクラスに基づく。
- ・C1~D3の( )内金額はひとり親世帯の金額。
- ・税額控除については、調整控除等を除き、反映しない。

【年齢表】

クラス	生年月日	負担料金名称
0歳児クラス	令和7年4月2日 ~	保育料
1歳児クラス	令和6年4月2日 ~ 令和7年4月1日	
2歳児クラス	令和5年4月2日 ~ 令和6年4月1日	
3歳児クラス	令和4年4月2日 ~ 令和5年4月1日	副食費
4歳児クラス	令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日	
5歳児クラス	令和2年4月2日 ~ 令和3年4月1日	

【所得階層の認定】

区分	認定方法
4月~8月の負担額	令和7年度の市町村民税を基に認定
9月~3月の負担額	令和8年度の市町村民税を基に認定

※副食費について  
令和8年度以降、昨今の物価高騰に対応するため、4,500円から4,900円へ値上げしましたが、令和8年度に限り、市民の皆様の負担軽減を図るため、国の物価高騰対策に係る交付金を活用し、市内の公立保育所においては負担をゼロにします。